

平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について 論 点 (メモ)(案)

平成 20 年 11 月 26 日
人口・社会統計部会長 阿藤 誠

全国消費実態調査

1 全国消費実態調査の調査体系

(1) 全国単身世帯収支実態調査の位置付け

- ・ 若・中年(60歳未満)単身世帯を捕捉するため、モニター調査を導入することとしているが、適当か。
- ・ 承認統計調査(一般統計調査)として実施する計画であるが、その意義、位置付け等からみて、適当か。

(2) 乙調査(個人収支簿調査)の位置付け

- ・ 乙調査については、家計調査終了世帯を対象に実施しているが、その意義、位置付け等からみて、適当か。
- ・ 家計の個計化への対応が指摘されていることを踏まえ、乙調査の改善等は必要か。

2 調査対象及び標本設計

(1) 標本設計は、適切なものとなっているか。

(2) 二人以上世帯数を約 2,000 世帯縮減する計画であるが、精度上、問題はないか。

(3) 寮・寄宿舍に対する調査(600 世帯)を廃止することに伴い、単身世帯の調査対象数が前回よりも少なくなることになるが、精度上、問題はないか。

3 調査方法

(1) 今回の調査から、実査における民間事業者の活用が可能となるような措置を講ずることとしているが、適当か。

(2) 地方公共団体の負担軽減を図る観点から、コールセンターを設置することとしているが、適当か。また、留意すべきことはないか。

(3) 調査客体の利便を図る観点から、オンラインによる申告方法を導入することとしているが、適当か。また、留意すべきことはないか。

4 調査事項

(1) 購入形態に「電子マネー」欄を追加することは、適当か。また、調査対象が適切に記入できるものとなっているか。(家計簿 A、B)

(2) 「購入地域」欄の追加は、適当か。(家計簿 B)

(3) 耐久財等の品目変更、品目選定は、適当か。また、宝石・貴金属等を対象外としているが、適当か。(耐久財等調査票)

- (4) 金融資産等が適切に捉えられるものとなっているか。(年収・貯蓄等調査票)
- (5) 「就業・非就業の別」欄の細分化は、適切か。(世帯票)
- (6) その他の変更事項(家計簿A、B:「現物」欄の独立等)は、適切か。
- (7) その他、利用者ニーズへの対応及び記入者負担の軽減の観点から、追加すべき項目、簡素化すべき項目等はあるか。

5 集計事項・結果の公表

- (1) 集計事項は、調査事項の変更に対応したものになっているか。
- (2) 利用者ニーズを踏まえ、追加すべき事項等はないか。
- (3) 全国単身世帯収支実態調査の結果との統合集計を参考系列として公表する計画であるが、適切か。また、統合集計に当たって、検証すべき事項、留意すべき事項等はないか。

全国単身世帯収支実態調査

- 1 調査対象は60歳未満の若・中年層となっていることを勘案すれば、この調査名称で適切か。
- 2 調査対象を1,600世帯としているが、適切か。
- 3 民間事業者への委託によるモニター調査を予定しているが、留意すべき事項はないか。モニターの偏りを検証するため、どのような措置を講ずるべきか。
- 4 全国消費実態調査との統合集計を予定していることを勘案して、調査事項として盛り込んでおくべき事項等はあるか。

(注) 全国消費実態調査の指定統計名は、「全国消費実態調査」となっており、新統計法の全面施行に伴い、基幹統計の名称についての検討が必要であるが、これについては、総務大臣の権限となっているため、答申本体ではなく、部会長メモの形式を採ることとしたい。